

京都市介護保険システム標準化移行支援業務委託に係る 公募型プロポーザル参加者募集要項

京都市介護保険システム標準化移行支援業務に係る受託事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり、提案を募集します。

1 件名

京都市介護保険システム標準化移行支援業務

2 業務の目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、本市の介護保険システムについても、大型汎用コンピュータで稼働する現行システムから標準仕様に準拠した介護保険パッケージシステム（以下「標準準拠システム」という。）への移行を計画している。

本件は、京都市介護保険システムの標準準拠システムへの移行に向け、標準準拠システムに合わせた業務の見直し等の検討及び調達仕様書の作成等を行うものである。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

別紙1「京都市介護保険システム標準化移行支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

5 受託者選定の方法

参加表明書を提出した業者の中で、仕様書に沿った企画の提案説明（プレゼンテーション）を実施し、優れた者を1者選定する。

6 契約等

(1) 契約金額の上限

金32,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

(2) 一括再委託等の禁止

ア 受託者は、業務の全部を再委託することはできない。

イ 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の文書による承諾を得ること。

ウ 業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することがある。

エ その他、仕様書の定めに従うこと。

7 プロポーザルの参加資格

- (1) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者が所属する組織等でないこと。
- (2) 政令指定都市の自治体情報システム標準化に係るPMO（統括・管理）又はPMO支援経験があること（現在継続中の契約を含む。）。
- (3) 政令指定都市の介護保険システム標準化に係る支援実績があること（現在継続中の契約を含む。）。
- (4) ISO/IEC 27001 若しくは JIS Q 27001 の認証を受けている者又はプライバシーマーク認定事業者であること。
- (5) 京都市競争入札参加有資格者名簿（令和7年4月1日現在有効の名簿とする。）に登載されている者（【※】本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、当該プロポーザル等においては競争入札参加有資格者とみなす。）
- (6) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (7) コンソーシアムを結成して参加する場合は、各事業者が参加資格を満たしていること。

8 応募手続

(1) 本件に関連する書類の交付方法

本件に関連する次の書類を Web ページ「京都市情報館」で公開しているため、ダウンロードすること。

ア 京都市介護保険システム標準化移行支援業務委託に係る公募型プロポーザル参加者募集要項（本書）

イ 京都市介護保険システム標準化移行支援業務委託仕様書

※ 希望者に仕様書別紙「標準準拠システム移行業務に係る共通仕様書」全文を手交するので、参加表明書の提出期限までに以下連絡先まで連絡すること。

ウ 参加表明書（様式1）

(2) 参加表明書及び質問の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、令和7年10月8日（水）午後5時までに、以下のとおり参加表明書を提出すること。また、本件の内容について質問がある場合は、参加表明書と同時に提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書

※ コンソーシアムを結成して参加する場合は、各事業者の役割を記載すること。

(イ) 質問（質問がある場合のみ。様式は自由とする、メール本文への記載でも差支えないが、質問であることを明記すること。）

イ 提出部数 1 部

ウ 提出方法

電子メールにて送付すること(紙資料の場合は、スキャン等により PDF ファイルにしたうえで添付すること)。電子メールのタイトルは「【参加表明】介護保険システム標準化移行支援プロポーザル」とすること。ファイル容量が大きく、電子メールでの送付が難しい場合は、以下連絡先まで連絡すること。

また、提出後は、連絡先に必ず電話で受信確認を行うこと。

エ 連絡先

(7) メールアドレス

kaigohoken@city.kyoto.lg.jp

(1) 電話番号

075-222-3800

(2) 宛先住所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所北庁舎4階

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 担当 中島・壽

(3) 企画提案書等の提出

参加表明者は、令和7年10月16日(木)午後5時(必着)までに、以下のとおり資料を提出すること。期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

ア 提出書類

(7) 企画提案書(様式自由)

タイトルは「京都市介護保険システム標準化移行支援業務委託企画提案書」とすること。

用紙サイズは原則A4サイズ(縦・横は任意)とし、必要に応じてA3サイズを用いても構わない。

企画提案書には、次に掲げる内容を記載すること。また、独自提案を積極的に記載すること。

- ・ 事業者が保有する介護保険システム標準化に係る支援業務の知識・ノウハウ・支援実績・経験及びプロジェクトの責任者、担当者が保有する介護保険システム標準化に係る支援実績・経験
- ・ 実施体制・要員、業務責任者及び本業務に従事する業務従事予定者の実績・保有資格・経験等
- ・ 委託内容に対する進め方、取組方法、支援内容。また、それらの考え方やねらい、目的
- ・ 提案の実施に当たって、本市側に見込まれる業務
- ・ SDGs に関する取組

- ・ その他、評価基準による評価に資する情報

※ 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記載すること。

※ 表題は、「京都市介護保険システム標準化移行支援業務プロポーザル企画提案書」とすること。

- (イ) 会社概要が分かる書類（会社概要パンフレットなど。様式自由）
- (ロ) 参加資格を満たしていることが分かる書類（契約書の写し等）
- (エ) 見積書

様式は自由とするが、見積価格は税抜価格を記載し、役割ごとの単価や工数など、経費の内訳を詳細に記載すること。

その他、発生する諸経費についても、見積価格に含めるものとする。

イ 「7 プロポーザルの参加資格」の【※】に該当する場合は上記（ア）～（エ）に加え、下記（オ）～（ク）も同様に提出すること。

(オ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行のもの（原本））

(カ) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税について、未納がないことを証明する書類（提出日前3か月以内に発行のもの（原本））

(キ) 本市の法人市民税、固定資産税（土地・家屋）・都市計画税、水道料金・下水道使用料について、本市内の全ての事業所等に未納がないことを証明する書類（提出日前3か月以内に発行のもの（原本））※本市から課税されていない場合は不要

(ク) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことの誓約書

※ 誓約書の記載に当たっては、京都市情報館（本市ホームページ）で「京都市暴力団排除条例施行規則」をサイト内検索し、当該ページの「誓約書（第1号様式）」を利用すること。

URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000120713.html>

ウ 提出方法

（ア）提案企画書及び（イ）会社概要が分かる書類：各7部

それ以外の提出書類：各1部を持参又は郵送で提出すること。

エ 提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所北庁舎4階

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 担当 中島・壽

9 質問の回答について

参加表明書の提出時に受け付けた質問については、令和7年10月10日（金）までに、

参加表明者全員に電子メールで回答する。

10 プロポーザル提案説明について

(1) 実施日時及び実施場所

令和7年10月20日（月）、又は同月21日（火）の本市が指定する時間で実施する。
実施場所は京都市役所本庁舎、北庁舎、分庁舎のいずれかで実施する。
時間と実施場所の決定後、電子メールにより通知する。

(2) 注意事項

- ア はじめにプロポーザルの企画提案書の説明を行うこと（30分以内）。説明者は、本件を受託した場合のプロジェクト責任者又はプロジェクトメンバーとする。
- イ 企画提案書の説明後、10分程度の質疑応答を行う（全体で40分）。
- ウ 集合場所に指定時刻から10分経過しても現れなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。やむを得ない事情により遅れる場合は、あらかじめ連絡先担当者に連絡し、指示を仰ぐこと。
- エ プレゼンテーションに際し、プロジェクター等での画面投影を希望する場合は、企画提案書の提出時に申し出ること。プロジェクター（又は液晶モニタ）、HDMI ケーブル、電源コンセントは本市が提供するが、ポインター（ページクリッカー）やモバイルルーター等が必要な場合は、参加表明者が持参すること。

11 受託者の選定に関する審査について

(1) 選定方法

選定は「介護保険システム標準化移行支援業務」に係る受託候補者選定委員会が行うものとする。

(2) 評価基準

以下の評価項目及び配点に基づき評価を行い、業務提案内容の評価である「内容点」に、見積額の評価である「価格点」を加算した「総合評価点」が最も高い応募者を受託候補者とする。

評価項目		評価のポイント	配点 (満点)
内容点 (75点)	業務知識・ 経験	・国や自治体等における類似業務の実績が十分にあるか。 ・自治体情報システム標準化に関する知識が十分にあるか。また、国や事業者の動向、他都市事例等について把握しているか。 ・自治体の基幹業務システムの構築・運用について、十分な知識や経験があるか。 ・情報システムの構築・運用に係るプロジェクトマネジメントについて、十分な知識や経験があるか。	15点
	実施体制・ 方針	・本業務の実施スケジュールや手順が具体的になっているか。 ・必要となる人員が十分確保されているか。 ・必要に応じて国や他都市等の情報や専門知識が収集できる組	15点

	織体制やナレッジマネジメントを有しているか。 ・プロジェクト責任者、プロジェクトメンバーは豊富な経験・スキルを有しているか。	
実施内容	・本業務の趣旨、業務内容を理解しているか。 ・具体的な支援、作業内容が提案されているか。 ・提案内容が実現可能で、効果的か。 ・発注者の作業負荷低減に寄与するものであるか。	25点
追加提案	・事業者独自の追加提案や創意工夫が示されており、業務目的を達成するために有効なものとなっているか。	15点
SDGs の取組	・SDGs に資する取組を行っているか （これからの 1000 年を紡ぐ企業認定、KES、エコアクション 21 等の認証を受けている場合は記載すること） ・障害者法定雇用率は達成しているか	5点
価格点	見積金額を基に別に定める基準（非公表）により採点する。	25点
総合評価点	内容点＋価格点	100点

※ 総合評価点が同一であった場合、内容点が最も高い応募者を受託候補者とし、内容点も同じ場合には、再見積を実施し、最も見積金額が低い応募者を受託候補者とする。

※ 応募者が 1 者の場合を含め、内容点が 6 割（45 点）未満のときは、本業務を実施し得る能力を満たさないと判断し、受託候補者として選定しない。

1.2 委託契約

- (1) 選定された受託候補者と仕様書、契約条件の詳細を協議のうえ、契約を締結する。
- (2) 選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とする。

1.3 留意事項

- (1) 本プロポーザルの応募に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の差替え及び再提出は一切受け付けない。また、提出書類についての返却は行わない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- (5) 本プロポーザルの公募に関する文書等は、本件の検討及び履行に必要な範囲で使用し、本市の許可なく第三者に提供しないこと。

【連絡先】

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所北庁舎4階

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 担当 中島・壽

メールアドレス：kaigohoken@city.kyoto.lg.jp

電話番号：075-222-3800